

2011年6月29日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家品質監督検査検疫総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第177号)

国家品質監督検査検疫総局、 日本産の食品・農産物に対する輸入規制を一部緩和 ～山梨・山形2県産の食品輸入を解禁へ～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家品質監督検査検疫総局は2011年6月13日付で、『日本の中国向け輸出食品・農産物に対する検査検疫措置の調整に関する通達』(国質検食函[2011]411号、以下、『411号通達』という)を公布しました。『411号通達』は現在、中国の検査検疫機関において実施されている日本産食品・農産物の輸入規制措置に対して一部、規制緩和を図ったものです。

中国政府は日本の原子力発電所の放射能漏れ事故を受け、今年3月より日本産の食品・農産物に対して輸入規制措置を実施。福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉の12都県産の「食品、食用農産物および飼料」の輸入を全面的に禁止したほか、上記12都県以外の地域で生産された食品、食用農産物および飼料を輸入する場合に、「日本政府発行の放射性物質検査・測定合格証明書」および「原産地証明」の提出を義務付けるなど、検疫管理の強化を図っていました。

『411号通達』では、こうした日本産の食品・農産物に対する規制を一部緩和。食品、食用農産物、飼料の輸入につき禁止措置がとられていた12都県のうち、山梨県・山形県を輸入禁止地域から除外し、2011年5月22日以後に生産され、かつ中国側の要求を満たす場合、両県産の食品・食用農産物および飼料の輸入を許可しました。

また、従来は輸入禁止地域以外から食品・食用農産物を輸入する場合、日本政府発行の「放射性物質検査・測定合格証明書」および「原産地証明」の提出が義務付けられていましたが、『411号通達』では一部製品を除き「放射性物質検査・測定合格証明書」の提出を免除しています。

引き続き「放射性物質検査・測定合格証明書」の提出が必要となるのは野菜、乳製品、水産物・水生動物、茶葉、果物、薬用植物製品などの製品。また「原産地証明」に関しては、日本産のすべての食品、食用農産物、飼料の輸入の際、提出を要求しているため、留意が必要です。

日本産の食品・農産物に対する輸入規制の一部緩和については、先月、日中首脳会談が開催された際に中国側が日本側に対して規制を緩和する旨、確約したと各種メディアが報道。ただしその詳細な品目や時期については明

言されていませんでした。

『411号通達』では、懸案の輸入規制に係る緩和策を明確化。ただしこの度、輸入禁止が解禁された地域は山梨、山形の2県にとどまるなど、いまだ厳しい輸入規制が敷かれており、全面的な輸入再開にはまだ時間を要するものと推察されます。

【 中国の日本産食品に対する輸入規制措置 】

地域	品目	規制措置
福島、群馬、栃木 茨城、宮城、新潟 長野、埼玉 東京、千葉	食品、食用農産物、飼料	✓ <u>輸入禁止</u>
上記10都県以外	野菜およびその製品、 乳および乳製品、水産物 および水生動物、茶葉お よび製品、果物および製 品、薬用植物製品	✓ 日本政府発行の <u>放射性物質検査・測定合格証明書</u> 、 <u>原産地証明</u> の提出が必要。
	上記以外の食品、 食用農産物、飼料	✓ <u>原産地証明</u> の提出が必要。

【その他規制措置】

- ✓ 輸入品に対して放射性物質の検査・測定を実施。合格した場合のみ輸入可能。不合格の場合は規定に基づき公表。
- ✓ 水産物(HSコード:0302110000-0307999090、1212201010-1212209090、1603000090-1605909090)は事前の検疫手続が必要。『入国動植物検疫許可証申請表』を提出し、産地・輸送経路を明記する必要あり。なお、水産物の日本から中国への輸出に係る証明書については水産庁のHPを参照(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/chinashoumei.html>)。
- ✓ 各地の検査検疫機関はすべての日本の対中国食品国外輸出業者もしくは代理業者に対して届出管理を実施。
- ✓ 日本食品の輸入業者は輸入および販売記録制度を確立し、日本の対中国輸出食品の名称、規格、数量、生産期日、生産もしくは輸入ロット番号、品質保証期限、輸出業者もしくは購入者の名称および連絡先、納品日等の内容の記録が必要。

【注意】輸入品に対する検疫措置などは地域によって異なる可能性もございます。本情報は現時点での参考情報としてお取り扱いください。

(『日本からの輸入食品・農産物に対する検査検疫監督管理をさらに強化することに関する公告』(2011年第44号)および『411号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

『411号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)および4ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

なお、関連措置につきましては今後の情勢に伴い、法令や規制が改訂・変更される可能性もございます。今後、追加の情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家品質監督検査検疫総局

国質検食函[2011]411号

『日本の中国向け輸出食品・農産物に対する検査検疫措置の調整に関する通達』

各直属検査検疫局：

現在の日本・福島原子力発電所の放射性物質漏洩による周辺地区の食品・農産物に対する汚染状況に基づき、総局はリスク評価を経て、食品の安全を確保する前提のもと、現在の日本の中国向け輸出食品・農産物に対する検査検疫措置について以下の調整を実施することを決定した。

1. 通達の公布日以降、日本の山梨、山形両県で2011年5月22日以後に生産された中国の要求を満たす食品・食用農産物および飼料を輸入することを許可する。
2. 通達の公布日以降、中国向けに輸出された日本食品・食用農産物および飼料において、野菜およびその製品、乳および乳製品、水産物および水生動物、茶葉および製品、果物および製品、薬用植物製品を除き(具体的なHSコードは添付書類参照)、日本側による放射性物質検査・測定合格証明書の発行を要求しない。中国向け輸出が許可されているすべての日本食品・食用農産物および飼料は引き続き日本政府が発行する原産地証明を必要とする。
3. 日本の中国向け輸出水産物に係る放射性物質検査・測定合格証明書および原産地証明書の発行機関および証明書の書式に関しては、すでに各局に示達した。その他の食品・食用農産物および飼料に係る証明書の発行機関および証明書の書式は総局が別途通知する。

各局は、日本の中国向け輸出食品・食用農産物および飼料に係る放射性物質検査・測定業務において問題を発見した場合、遅滞なく処理し、かつ総局まで報告しなければならない。

添付文書 : 放射性物質検査合格証明の発行を必要とする製品のHSコード(略)

2011年6月13日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

国家质量监督检验检疫总局
国质检食函[2011]411 号
《关于调整日本输华食品农产品检验检疫措施的通知》

各直属检验检疫局：

根据目前日本福岛核电站放射性物质泄漏对周边地区食品、农产品的污染现状，总局经过风险评估，决定在确保食品安全的前提下，对目前日本输华食品、农产品检验检疫措施做如下调整：

- 一. 自通知下发之日起，允许日本山梨、山形 2 个县 2011 年 5 月 22 日后生产的符合我国要求的食品、食用农产品和饲料进口。
- 二. 自通知下发之日起，允许输华的日本食品、食用农产品和饲料中，除蔬菜及其制品、乳及乳制品、水产品及水生动物、茶叶及制品、水果及制品、药用植物产品外（具体 HS 编码见附件），不再要求日方出具放射性物质检测合格证明。所有允许输华的日本食品、食用农产品和饲料仍需日本官方出具原产地证明。
- 三. 有关日本输华水产品放射性物质检测合格证明和原产地证明的出证机构和证书格式已下发各局，其他食品、食用农产品和饲料相关证书的出证机构和证书格式总局将另行通知。

各局在日本输华食品、食用农产品和饲料放射性物质检验工作中发现问题，请及时处理并报告总局。

附件： 应出具放射性物质检测合格证明的产品 HS 编码

二〇一一年六月十三日

附件:

应出具放射性物质检测合格证明的产品 HS 编码

一. 蔬菜及制品

HS 编码 07 章的 0701100000 至 0714909099;

HS 编码 20 章的 2001100000 至 2005999990、2006009010、2006009090。

二. 水产品及水生动物

HS 编码 02 章的 0210930000、0208400000、0208500000、0210920000;

HS 编码 03 章的 0301100010 至 0307999090;

HS 编码 05 章的 0511919010、0511919090;

HS 编码 12 章的 1212201010 至 1212209090;

HS 编码 15 章的 1504100000、1504200000、1504300090、1506000010;

HS 编码 16 章的 1603000010 至 1605909090;

HS 编码 20 章的 2008993100 至 2008993900;

HS 编码 21 章的 2103909000。

三. 茶叶及制品

HS 编码 09 章的 0902101000 至 0903000000;

HS 编码 21 章的 2101200000。

四. 乳及乳制品

HS 编码 04 章的 0401100000 至 0406900000;

HS 编码 19 章的 1901100010 至 1901900000。

五. 水果及制品

HS 编码 08 章的 0801110000、0802110000、0802120000、0802901090、0802902000、0803000000、0804100000、0804200000、0804300090、0804400000、0804501090、0804502090、0804503000、0805100000、0805201000、0805202000、0805209000、0805400090、0805500000、0805900000、0808100000、0808201200、0808201300、0808201900、0813100000、0813200000、0813300000、0813401000、0813402000、0813403000、0813404000；

HS 编码 20 章的 2006001000、2006002000、2006009090、2007100000、2007910000、2007991000、2007999000、2008192000、2008201000、2008209000、2008301000、2008309000、2008401000、2008409000、2008500000、2008601000、2008609000、2008701000、2008709000、2008800000、2008910000、2008920000、2008991000、2008992000、2008993900、2008999000。

六. 药用植物产品

HS 编码 12 章的 1211201000 至 1211209900、1211901100 至 1211903600、1211903930 至 1211903999。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。